保護者の皆様へ

兵庫県立播磨南高等学校 校 長 黒 岩 寛

新型コロナウイルス感染症関連での欠席等の取り扱いについて(お知らせ)

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。 平素は本校の教育活動に対しご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本年5月8日付けで、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行することに伴い、学校保健安全法施行規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症に関連する出席停止等の取扱いが変更となりました。兵庫県教育委員会からの通知等も踏まえ、本校での新型コロナウイルス感染症に関する対応について、下記のようにまとめましたので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

## 1 変 更 点(令和5年5月8日(月)以降適用)

文部科学省及び兵庫県教育委員会からの通知等を踏まえ、

- (1) 令和5年5月8日(月) 以降は、<u>新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒のみを出席</u> <u>停止として取り扱うこととします。</u>
- (2) 従来、濃厚接触者となった場合や生徒本人に発熱等の症状がある場合は出席停止としてきましたが、令和5年5月8日(月)以降は濃厚接触者の特定が行われなくなること等を踏まえ、これらの場合(濃厚接触者、発熱等の症状)については、出席停止とはしません。

なお、出席停止の期間については次の通りとなります。

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒の出席停止の期間は、

「発症後五日間を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」

- ※ なお、下線部については、発症日(症状が軽快した日)を0日目として起算する。
- ※ 無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とする。
- ※ 出席停止解除後の再登校にあたっては、「インフルエンザ等による欠席届」をご記入の上、薬剤情報用紙や診断証明書の写しなど、病院を受診されたことがわかるものを添付して担任までご提出ください。なお、医療機関の発行する陰性証明等は必要ありません。(従来通り)。
- ※ 出席停止解除後も、発症から10日を経過するまでは可能な限りマスクの着用をお願いします。

## 2 感染症対策の考え方

- ○発熱や咽頭通、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するようにお願いします。
- ○新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後も、次の対策は引き続き行います。
  - ・家庭との連携による生徒の健康状態の把握
  - ・ 適切な換気の確保
  - 手洗い等の手の衛生や咳エチケットの指導
- ○地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、発声や会話、身体的距離等に一時的に制限を講じることがあります。